

番 号 : 170190

国 名 : ベトナム

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

件 名 : 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ4 終了時評価(評価分析)

#### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

#### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年5月下旬から 2017年6月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.4OM/M、現地 0.6OM/M、合計 1.0OM/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 3日 現地業務期間 18日 整理期間 5日

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月17日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年5月30日(火)までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
  - ①業務実施の基本方針 8点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
  - ①類似業務の経験 45点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
  - ③語学力 18点

#### ④その他学位、資格等

18点  
(計100点)

類似業務：	公共財政関連評価調査
対象国／類似地域：	ベトナム／全途上国
語学の種類：	英語

#### 5. 条件等

##### (1) 参加資格のない社等

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

##### (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

ベトナム政府は、今後10年間（2011年～2020年）の税務行政分野の改革計画を定めた税務行政改革10年計画（首相決定732号、2011年5月17日）、及び財政省省令2162号（2011年9月8日）を併せて承認し、2020年までの税務行政の近代化に向けた、詳細な改革計画を策定した。財政省は、承認された同計画・省令の効果的な実施促進に向けて、国内のリソース及び外国ドナーからの支援を総動員し、迅速に改革を進めていく方針である。特に2015年には、ASEAN自由貿易協定発効による域内関税が撤廃されており、越政府の関税収入の減少が想定される中、国内の徴税基盤の確立が早急に求められる段階にある。

ベトナム経済の発展に伴い、税務行政に求められる施策も多様化・高度化しており、特に海外企業・在越外国資本企業との国際商取引が増大していることから、ベトナム税務総局（以下、GDT）における国際課税に係る能力強化が早急に求められている。

これを受けて、2014年12月に「税務行政改革支援プロジェクトフェーズ4」として、両国間で討議議事録（R/D）に署名した。2014年7月から2017年7月までの3年間の予定で実施中であり、さらに2年間のプロジェクト期間延長を検討している。

今回実施する終了時評価は、2017年7月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

##### (1) 国内準備期間（2017年5月下旬～6月初旬）

①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2017年6月上旬～6月中旬）

- ①JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、ベトナム側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びベトナム側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びベトナム側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じ、PDM及びPOの修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果のJICAベトナム事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2017年6月中旬～6月末）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空賃については、成田（日本）－ハノイ（ベトナム）間のみを計上して下さい。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年6月4日～2017年6月21日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約10日間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ②現地での業務体制

本業務にかかる調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（本コンサルタント）

なお、現地調査期間中のプロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー/税務行政

#### ③便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：  
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：日⇄越の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

### (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行

財政・金融チーム（TEL:03-5226-6916）にて配布します。

・PDM（最新版）

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・ベトナム国 税務行政改革支援プロジェクト フェーズ4 事前評価表

### (3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上